解散公告（第一回）

当法人は、寄附行為に定めた存続期間の満了により、平成二十四年四月一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月七日

鹿児島県姶良市加治木町仮屋町二一一番地
財団法人鹿児島県立加治木高等学校教育振興会
清算人　安藤　旭

解散公告（第二回）

当法人は、存続期間の満了により、平成二十四年四月一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月七日

山形県寒河江市大字田代三五五番地一
財団法人田代区山公社
代表清算人　佐藤昭右衛門

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月十七日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月七日

神奈川県平塚市代官町九番二六号エム・宮代ビル三Ｆ　社団法人平塚市サッカー協会
代表清算人　小澤　一彦
連絡先　神奈川県平塚市袖ヶ浜一番一二の二の四〇七号

解散公告（第二回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日、定款に定めた事由の発生により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年五月三十一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月七日

名古屋市天白区山根町一三六番地
医療法人こまいレディースクリニック
清算人　駒井　宏

解散公告（第三回）

当社団法人は、平成二十四年二月六日開催の臨時総会の決議並びに平成二十四年四月二十七日の東京都知事の許可により平成二十四年四月三十日に解散したので、当社団法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月五日）の翌日から二箇月以内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月七日

東京都港区芝公園三丁目六番二二号
社団法人東京都司厨士協会
代表清算人　高須　俊雄

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年五月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月七日

三重県津市一身田町二八一九
財団法人高田青少年育成会
代表清算人　真置　和徳

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十四年三月三十一日開催の臨時総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十四年六月一日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十四年六月七日

広島県山県郡北広島町政所三一〇番地
社団法人轟尚徳社
代表清算人　隠居　吉信

配当公告

北海道苫小牧市緑町一―二七―五―二〇二クレセント田原、住民票上の住所北海道苫小牧市山手町二丁目三番一三号
破産者　白井　顯

右の者に対する札幌地方裁判所苫小牧支部平成二十三年（フ）第一八七号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金一九八、五九二、九四三円
一、配当をすることができる金額
金一〇、五五九、二八三円

平成二十四年六月七日

札幌市中央区南一条西一一丁目コンチネンタルビル六階弁護士法人神戸法律事務所
破産管財人　弁護士　神戸　俊昭

配当公告

愛知県一宮市栄二丁目一一番六号シャインビル３Ｆ　破産者　有限会社ＴＯＨＯＯ

右の者に対する名古屋地方裁判所一宮支部平成二十二年（フ）第二一四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当手続に参加することができる債権の総額
金三八九、五二六、二二三円
一、配当することのできる金額
金一二、〇六七、〇九四円

平成二十四年六月七日

愛知県一宮市公園通三丁目三〇番六号
破産管財人　瀧　康暢

配当公告

徳島県三好市山城町下川五九八番地の四
破産者　有限会社レックス西日本

右の者に対する徳島地方裁判所平成二十二年（フ）第一〇〇号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一、六三八、一四七、七〇二円
一、配当することのできる金額
金七四、四六六、八九五円

平成二十四年六月七日

徳島県徳島市南常三島町一丁目四―一
破産管財人　山本　啓司

配当公告

愛媛県松山市紅葉町五番二四号、破産手続開始決定時の住所愛媛県松山市衣山三丁目六番八号　破産者　越智　昭三

右の者に対する松山地方裁判所平成二十二年（フ）第二二四号破産事件の最後配当を行うので、次のように公告する。

一、配当に加えるべき債権の総額
金一四三、四六二、二九六円
一、配当することのできる金額
金一二、四八一、九一九円

平成二十四年六月七日

愛媛県松山市二番町二丁目八番地一八
破産管財人　髙橋　直人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岩手県紫波郡紫波町北日詰字牡丹野六一番地、最後の住所本籍に同じ
被相続人　亡　鎌田　利夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年六月七日

岩手県盛岡市菜園一丁目三番六号　農林会館六階
相続財産管理人　弁護士　東海林利哉

第60期決算公告

平成24年6月6日　東京都品川区東品川三丁目７番６号
トヨタエルアンドエフ東京株式会社
代表取締役　伊藤　健治

貸借対照表の要旨　（平成24年３月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	5,612,536	流動負債	6,608,981
固定資産	5,197,658	固定負債	1,445,988
有形固定資産	1,338,074	株主資本	2,759,717
無形固定資産	18,697	資本金	350,000
投資その他の資産	3,840,886	資本剰余金	250,000
		資本準備金	250,000
		利益剰余金	2,159,717
		利益準備金	87,500
		その他利益剰余金	2,072,217
		（うち当期純利益）	(22,702)
		評価・換算差額等	△4,491
		その他有価証券評価差額金	△4,491
資産合計	10,810,195	負債・純資産合計	10,810,195